

シーサーガード契約約款（個人）

株式会社ドヴァ

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社ドヴァ(以下「当社」といいます。)は、バックアップサービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づいてバックアップサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

- 2 契約者は本規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。
- 3 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることができます。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。
- 4 契約者は、本サービスの利用を申込むことにより、本規約の全ての記載内容について同意したものとみなします。

(本規約の変更)

第2条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の個別の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項の変更を行う場合、変更後の本規約の効力発生日を定め、相当の期間をもって、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法により周知するものとします。

(当社からの告知・通知)

第3条 当社から契約者に対する通知は、本規約に特別の定めがない限り、契約者が登録した電子メールアドレス宛に電子メールで通知する方法により行うこととします。

- 2 前項の電子メールは、当社が登録された電子メールアドレス宛に発信した場合は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなすものとします。告知・通知が当社により適切になされた場合、利用者の不知に起因して発生した損害に対して、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(サービスの終了)

第4条 当社は、業務上の都合により、本サービスを廃止することができます。本サービスを廃止する場合には、当社は30日以上前に、契約者にその旨を告知または通知をすることでその周知を図り、本サービスを廃止することとします。

- 2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第2章 契約

(単位)

第5条 契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約(以下、「利用契約」といいます。)を締結するものとします。

(期間)

第6条 利用期間は、利用契約の成立日より起算して1年間とし、これを最低利用期間とします。

(更新)

第7条 契約者から解約の申し出のない場合、1年ごとに自動更新されます。

ただし、契約者から当社が指定した期日までに更新後の利用料金が入金されなかった場合、解約の申し出があったものとみなし、利用契約は更新されず、期間満了により終了することとします。

2 前項ただし書きによる契約終了の場合、当社は契約終了後のデータの保管に関して何ら関与しないものとし、それについて一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(更新期間)

第8条 前条により利用契約が更新された場合の利用期間は1年間とします。

(権利の譲渡等の制限)

第9条 契約者は本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承諾なく、他に譲渡、貸与、質入れ等を行うことができません。

2 契約者は本サービスの全部または一部を有償または無償により、第三者に利用させることはできません。

(申込み)

第10条 当社が指定する申込書で申込むものとします。

2 契約の申込みにおいて、別に当社が定める本人確認資料を提出していただくことがあります。

(成立)

第11条 契約者から申込みを受けた日を契約の成立日とします。

2 契約申込みに関する事務処理は、原則として申込みを受けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

3 当社は、次の各号に該当する場合にはサービス利用の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込みをした者が第26条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 本サービスの申込みをした者が過去において第26条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。

- (3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- (4) 申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき。
- (5) 契約者が、第24条各号に該当する禁止行為を行ったと合理的に判断されるとき。
- (6) 前各号のほか、当社の業務遂行上著しい支障があると認められる客観的かつ合理的な理由があるとき。
- (7) 契約者が反社会的な団体である場合、もしくはその構成員であると判断されるとき。

4 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

5 当社は、当社が申込みを承諾した後に、本条3項各号に該当することが判明した場合、承諾を取り消すことがあります。

(サービス内容の変更)

第12条 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込むものとします。

第13条（再委託）

- 1 当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、当社の判断により第三者に再委託することができるものとします。
- 2 前項の場合、当社は、当該再委託先の選任及び監督について責任を負い、再委託先が本規約に定める当社の義務と同等の義務を遵守するよう、適切な措置を講じるものとします。
- 3 当社は、再委託先の行為について、利用者に対し自らの行為と同一の責任を負うものとします。

(ユーザーアカウントの変更)

第14条 契約者はユーザーアカウントの変更をできないものとします。ただし、当社は、契約者の承諾なく、ユーザーアカウントの変更をする場合があります。この際、当社は契約者に対して変更についての通知をするものとします。

(無料)

第15条 契約者による本契約申込後2週間は無料期間とします。

2 無料期間の終了日までに、契約者から当社所定の方法による解約の申し出がない場合、無料期間終了日の翌日をもって有料プランに自動的に移行し、利用料金が発生するものとします。

(契約者の地位の承継)

第16条 契約者である個人が死亡したときは、契約は終了します。

2 前項の規定にかかわらず、相続開始の日から3ヶ月以内に当社に申し出ることにより、相続人（相続人が複数あるときは、当社が別途定める手続きにより選定された1名に限ります）は、引き続き本サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。

3 当社は、前項の申し出を受けた場合、相続人に対し、相続を証明する書類の提出を求めることがあります。また、当社は、第11条第3項各号に準じて審査を行い、承継を承諾しない場合があります。

(契約者による解約の方法)

第17条 契約者は解約を希望する場合には、当社の解約申込書に必要事項を記入した後、当社に郵送もしくは電子メールまたはファックスにて送付するものとします。本契約を解約するときは、当社に対し解約日の30日前までにその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解約日とされた日までの期間が30日未満であるときは、解約の効力は当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日に生じるものとします。

- 2 申込書が不備なく、記入されていることを確認した場合、前項の解約日に解約が成立するものとします。不備があった場合、補正がなされるまで解約申込書は受理されません。
- 3 解約時のデータの保管等は契約者の自己責任において行うものとします。当社はそれに関する一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(契約者による解除)

第18条 契約者は民法540条以下の契約解除の規定に従って、本契約を解除できることを本条項により確認します。

(当社による解除)

第19条 当社は、次にあげる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第26条(提供停止)第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から7日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
- (2) 第26条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると当社が認めるとき。
- (3) 利用契約上の債務の履行を怠ると認められる客観的かつ合理的な理由があるとき。
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき。
- (5) 契約者が、第24条各号に該当する禁止行為を行ったと合理的に判断されるとき。
- (6) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき。

- 2 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第3章 契約者の義務等

(アカウント及びパスワードの管理)

第20条 当社は利用契約ごとに1つのアカウント及びパスワードを定めますが、契約者は本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないようにするものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

- 2 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとします。
- 3 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(契約者の名称等の変更)

第21条 契約者は、以下の各号に変更があったときは、その旨をすみやかに当社に届出るものとします。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項
- (4) 連絡先電話番号、電子メールアドレス

2 前項の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただきます。

(契約者の情報の提供)

第22条 契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

2 当社は契約者より前項の情報についての届け出が当社に到達し、当社がその変更の事実を確認するまでは変更のないものとして本サービスに関する業務を行うこととします。当社はこのことによって契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(当社からの連絡)

第23条 契約者は、電子メール、郵便、ファックスなどの当社からの連絡に対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 前項の連絡は、当社が発信した後、通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。当社が前項の連絡を行ってから、契約者が30日を経過しても当社の連絡に対して応答を行わず、そのことにより当社が本サービスを提供する上で必要な業務を遂行することができない場合は、当該契約者に対する本サービスの提供を取りやめることができます。当社はこれにより契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(禁止行為)

第24条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を禁止します。

- (1) 法令に違反する、もしくはそのおそれのある行為、またはそれに類似する行為。
- (2) 当社もしくは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益その他法律上保護される利益、権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (4) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはそれに類似する行為。

- (5) わいせつ、児童売春、児童ポルノもしくは児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、児童の保護等に関する法律に違反する行為、またはこれらに類似する行為。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、またはそれに類似する行為。
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、またはそれに類似する行為。
- (8) 動画の配信など回線に著しく負荷をかける行為、またそれによりサーバに負荷をかけサーバの機能を著しく低下させる行為、または第三者に当該行為をさせる行為。
- (9) 他の会員の迷惑となる行為。
- (10) 第三者の著作権その他の知的財産を侵害し、または侵害する可能性があるデータ、コンテンツ等を発信する行為。
- (11) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (12) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
- (13) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざんし、または消去する行為。
- (14) 他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、またはそれに類似する行為。
- (15) サーバ名、サーバIPアドレス、アカウント名、パスワードなどを当社の許可なく不特定多数の第三者に対して公開する行為。
- (16) 当社の許可なく保存期間を変更する行為。
- (17) 嫌がらせメール、迷惑メールなどを大量に配信する行為、またはそれに類似する行為。
- (18) SNSなどのウェブサービスを提供する行為。
- (19) その他、公序良俗違反にあたるなど本サービスを利用するに際して不適切であると当社が合理的に判断した行為。

2 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社が判断した場合、当社は、第25条(提供停止)に定める措置を行います。この行為によるデータ損失については一切の責任を負いません。また、損害及び費用等を契約者に請求することができます。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(非常事態時の利用の中止、制限)

第25条 当社は、天災など非常事態時、当社の設備の保守、工事、または障害等のやむを得ない事情があるときは本サービスを中止、もしくは制限する措置をとることがあります。

- 2 本サービスの提供を中止もしくは制限するときは、当社は契約者に対し、その旨及びサービス提供中止の期間など必要な情報を事前に告知します。ただし、やむを得ないときはこの限りではありません。
- 3 前項ただし書の場合において、契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(提供停止)

第26条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき。
 - (2) 本規約に定める契約者の義務に違反したとき。
 - (3) 当社が提供するサービスの利用に関して、当社又は第三者に対して過大な負荷または重大な支障を与えたとき。
 - (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があったとき。
 - (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、本規約違反により契約を解除されたとき。
 - (6) その他、本サービスの提供を停止するに足りる客観的かつ合理的な理由があるとき。
- 2 当社が前項の規定により本サービスの提供を停止した場合、契約者はすでに当社に支払った当該期間の所定の料金等の償還を受けることはできないものとします。
- 3 当社は契約者に通知することなく、前項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第4章 料金

(料金等)

第27条 本サービスの料金は、契約者と当社との協議により個別に料金を定めるものとします。

(料金改定)

- 第28条 当社は、経済情勢の変動等により、本サービスの料金を改定することがあります。
- 2 当社が料金を改定する場合、契約更新の2か月前までに、改定後の料金を契約者に通知（インターネットの利用その他の適切な方法により周知することを含みます。）するものとします。
- 3 契約者が改定後の料金に同意しない場合、契約者は、契約期間満了日までに第17条第1項に定める方式に従い解約の申し出をすることにより契約期間の満了をもって本契約を終了させることができます。契約期間満了までに契約者から解約の申し出がない場合、契約者は改定後の料金に同意したものとみなし、利用契約は更新されるものとします。

(支払義務)

- 第29条 契約者は、第27条(料金等)の料金を支払う義務を負います。
- 2 第26条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
- 3 当社は、法令の定めまたは本規約に別段の定めがある場合を除き、既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。
- 4 当社が、第11条(成立)5項の規定により契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は違約金として、契約料金に相当する額を請求できるものとします。

- 5 契約者の申請を当社が承諾し、本規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。
- 6 バックアップデータが契約ディスク容量を超過した場合、契約者は当社の請求する料金を支払うものとします。※1参照
- 7 金融機関に支払う手数料その他の費用は契約者の負担とします。
- 8 クライアントPC（ベーシック）コースにおいて、クライアント使用台数が契約台数を超過する場合、契約者は当社の請求する料金を支払うものとします。※3参照

(支払方法)

第30条 契約者は当社が指定する期日、方法により料金を支払うものとします。契約者はクレジットカードにより料金を支払うものとします。

(割増金)

第31条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(延滞損害金)

第32条 契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(割増金等の支払方法)

第33条 第31条(割増金)及び第32条(延滞損害金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第5章 管理等

(データ等の取り扱い)

第34条 本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、当社の責によらない第三者による漏洩・傍受その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

- 2 契約者の問い合わせに応じ、当社は契約者のデータを確認・操作する場合があります。
- 3 当社は、契約者に提供するサービスに対するアクセスの状況の記録（「ログ」といいます。）の内容を契約者に通知するサービスを提供いたしません。また、当社がログの内容を契約者に知らせないことによって生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

4 バックアップ総容量が一定値を超えた場合、契約者にデータの整理を当社が要請できるものとします。通知を行った後に対処改善されない場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、データの削除ができるものとします。※2参照

(データ等の消去)

第35条 以下の場合、当社の合理的判断に基づいて、事前に契約者の承諾を得ることなく、データの削除ができるものとします。

- (1) 掲載内容が、第26条(提供停止)第1項の各号にあたると判断されるとき。
- (2) 契約者の登録したデータ量が当社規定の容量を超過したとき。
- (3) 契約者が、第24条各号に該当する禁止行為を行ったと合理的に判断されるとき。
- (4) その他、当社がデータを削除するに足りる客観的かつ合理的な理由があるとき。

2 当社は前項に基づく行為について一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(契約終了時のデータ等)

第36条 本規約の規定に基づいて、サービスが終了した場合は、サーバ内のデータ等を削除します。これにより契約者に生じた損害に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第6章 賠償責任等

(免責)

第37条 当社の責に帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社は、損害発生日から遡って契約者が当社に支払った過去6か月分の料金に相当する額を上限として、その損害を賠償します。

2 前項の規定は、当社に故意または重大な過失があった場合は適用しません。
3 本サービスの利用において、契約者が第三者に損害を与えた場合、または契約者が第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の責任において解決するものとし、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

第7章 雜則

(守秘義務)

第38条 当社は、本契約に関連し取得した契約者の技術上・営業上その他の業務上の情報を当社規定のプライバシーポリシーに基づき、利用、保管、管理するものとします。

(管轄裁判所)

第39条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関する紛争が生じた場合は、その訴額に応じて、横浜簡易裁判所または横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、契約者が消費者契約法に定める消費者である場合は、日本の法令で定められた裁判所にも管轄権が認められるものとします。

(準拠法)

第40条 本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

(信義誠実義務)

第41条 本規約で定めていない事態が生じた場合においては当社と契約者は相互に信義誠実に協議をおこない、これを解決するものとします。

2 前項の場合、一般私法、取引慣習などに準拠するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第42条 当社及び契約者は、相手方に対し、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、また反社会的勢力であったことはないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを相互に誓約します。

2 当社及び契約者は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを相互に誓約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社又は契約者は、相手方が前2項のいずれかに違反したと合理的に判断した場合は、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、契約の解除者は、相手方に生じた損害について一切の責任を負いません。

※1 バックアップ対象容量がご契約メニューの容量を超えた場合、追加料金が必要になります。○ クライアントPC（ライト）コースの場合

1 GBあたり80円の追加料金

- クライアントPC（ベーシック）コースの場合1GBあたり280円の追加料金
- サーバーコースの場合

『30日』プランをご契約のお客様 : 1GBあたり350円の追加料金

『1年』プランをご契約のお客様 : 1GBあたり500円の追加料金

『7年』プランをご契約のお客様 : 1GBあたり700円の追加料金

※2 バックアップ総容量（差分バックアップ容量を含む）が各プランで設定されている容量を超過した場合、データの削除をする場合がございます。

- サーバーコースをご契約のお客様：バックアップ対象容量の6倍以上
- クライアントPC（ベーシック）コースをご契約のお客様：バックアップ対象容量の2倍以上
- クライアントPC(ライト)コースをご契約のお客様：バックアップ対象容量の2倍以上

※3 超過台数：4台毎に980円の追加料金

附則（2011年9月1日制定）

本規約は、2011年9月1日に制定し、即日実施します。

附則（2020年11月6日改定）

本利用規約は、2020年11月6日に改定し、即日実施します。

附則（2026年3月13日改定）

本利用規約は、2026年3月13日に改定し、即日実施します。